本籍が新宿の戸籍に関する証明の請求書

新宿区長宛て

令和　　年　　月　　日

職員記入欄
本人確認
【1号】
免許　個カ
写住　在カ
特カ　旅券
身帳
【2号イ】
保険証
（資格確認書）
介護　年金
【2号ロ】
写社　写学

聴聞

権限等確認

委任状　登記
社員証　戸籍
その他

1　窓口に来た方について書いてください

住所		電話番号
氏名	フリガナ	請求する戸籍と窓口に来た方との関係 □戸籍に名前のある方 □戸籍に名前のある方の 夫・妻・子・孫・父母・祖父母(○をつけてください) □届出人 □その他: □代理人・・・・委任状を提出してください
生年月日	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日	

2　窓口に来た方が代理人の場合は、委任した方について書いてください

住所		電話番号
氏名	フリガナ	請求する戸籍と委任した方との関係 □戸籍に名前のある方 □戸籍に名前のある方の 夫・妻・子・孫・父母・祖父母(○をつけてください) □届出人 □その他:
生年月日	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日	

3　請求する証明について書いてください

本籍	新宿区　　丁目　　番地　番		
筆頭者 （戸籍の最初に書かれている方）	フリガナ 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日	誰について （個人事項証明・身分証明の際は必ず書いてください）	□1の方　□2の方　□筆頭者　□亡くなった方 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日

請求する証明

戸籍	全部事項証明(戸籍謄本)	通	450円
	個人事項証明(戸籍抄本)	通	
	電子証明	通	400円
除籍	全部事項証明	通	750円
	個人事項証明	通	
	電子証明(電算化後)	通	700円
	謄本・抄本	通	750円
改製原戸籍	謄本・抄本	通	750円
除・改	電子証明(電算化前)	通	700円
一部事項証明	戸籍	通	450円
	除籍		750円
除籍記載事項証明		通	1項目 450円
□ 受理証明 □ 届書等情報内容証明 □ 届書記載事項証明 届出の件名:婚姻・離婚・出生・死亡・ (　　)届を(　　)役所に提出 届出年月日:昭・平・令　年　月　日 該当者氏名:		通	350円 受理証明(上質紙) 1,400円
その他　行政証明　等 □ 身分証明(本人以外は委任状が必要です) □ 41条証明 □ 不在籍証明 □ 独身証明書(相談所提出用) □ 受附帳に記載のないことの証明 □ 廃棄済通知 □ その他:		通	300円 廃棄済通知 無料

＜請求理由及び使用目的＞

※最近1か月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください
(　　)届を(　　)月(　　)日に(　　)役所に提出

□戸籍届出用　　□パスポート用

□年金用
(厚生・国民・共済・基金・労災)年金の(老齢・障害・遺族)の(裁定・死亡・未支給)の手続きのため(　　年金事務所・　　)に提出します。

□相続用
亡くなった方の氏名:

生年月日:明治・大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
死亡年月日:明治・大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
請求者からみた続柄:夫・妻・子・父母・祖父母・その他(　　)
必要な内容
- □死亡の記載があるものを各(　　)通
- □(　　)と(　　)の関係が分かる戸籍を各(　　)通
- □(　　)の出生～死亡までの戸籍を各(　　)通
- □(　　)の(　　)～(　　)までの期間の戸籍を各(　　)通

□その他、以下理由のため

偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。**※裏面の注意事項もお読みください。**

合計		
	通	円

受付	出力	審査	レジ

その他　記入欄

聴き取り内容／請求の理由

親族（相続）関係説明図（記載用）

署　名：

請求に当たっての注意事項

1．請求の理由の記載について

第三者による戸籍謄本等の請求については、以下に示す内容を具体的に明らかにしていただく必要があります。「債権回収」や「〇〇銀行等から提出を求められている」といった抽象的な記載だけでは交付できない場合がありますのでご注意ください。

（1）権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

（2）国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体の機関名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

（3）その他、正当な理由があって請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする事由を記載してください。

2．資料の提供について

請求理由により、資料の提供が必要となる場合があります。どの場合にどのような資料が必要になるかについては、お問い合わせください。

3．本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

4．権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類の提供が必要です。

5．戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きによって異なりますので、詳しくは手続先にお問合せください。